

淀川環境委員会 規約

(名 称)

第1条 この委員会は、淀川環境委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、淀川河川事務所の管理する区間において、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理者の諮問に応じて、多自然川づくりの実践に関して、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、学識経験者及び各分野の有識者等により構成する。

2. 委員会は、委員以外の者に参加を求めることができる。
3. 委員会には、専門的かつ詳細な調査又は討議を行う方法によることが適当な場合には、必要に応じて部会を置くことができる。
4. 委員会には、治水・防災対策事業、高潮対策事業又は地震・津波対策事業等の実施において、個別に討議等を行う方法によることが適当な場合には、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という）を置くことができる。
5. 委員会には、淀川河川事務所の管理する区間における工事に対して、環境対策や環境保全が必要と考えられる案件の抽出を行う場合には、淀川河川事務所管内工事実施スクリーニング会議を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。なお、再任は妨げないが、在任期間は通算して25年を上限とする。ただし、会長については、30年を上限とする。

2. 委嘱は原則満65歳までとする。ただし、会長については、満70歳までとする。

(役 員)

第5条 委員会は、会長1名を置く。

2. 会長は、委員の互選により定める。

(会 長)

第6条 会長は、委員会を代表し会務を統括する。

2. 会長に事故ある時は、会長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会の重要な事項の決定を行うため、委員会を開催する。

2. 委員会は、必要に応じて会長が招集する。
3. 委員会の議長は、会長がこれに当たる。
4. 委員会は、過半数以上の委員出席をもって成立する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を淀川河川事務所河川環境課に置く。

(その他)

第9条 この規定に定めるものの他委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(付 則)

1. 本規約は平成9年8月21日より施行する。
2. 本規約は平成15年6月5日より適用する。
3. 本規約は平成19年1月19日より適用する。
4. 本規約は平成22年7月7日より適用する。
5. 本規約は平成30年5月2日より適用する。
6. 本規約は令和5年8月21日より適用する。

陸域環境部会 規約

(目的)

第1条 本部会は、淀川環境委員会規約の第3条に基づき、淀川河川事務所の管理する区間において、陸域（水陸移行帯の陸域を含む）では、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理者の諮問に応じて、多自然川づくりの実践に関して、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 部会は、淀川環境委員会の委員の協議により、会長が淀川環境委員会委員の中から部会員を指名し、組織する。

2. 部会は、部会員以外の委員に参加を求めることができる。

(役員)

第3条 部会は、部会長1名を置く。

2. 部会長は、部会員の互選により定める。

(部会長)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

2. 部会長は、部会での討議及び指導・助言内容について淀川環境委員会で報告する。

3. 部会長に事故ある時は、部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、淀川環境委員会での議案事項の内、当該部会に該当する事項ならびに部会で必要と認めた事項について検討し、必要に応じて指導・助言を行う。

2. 部会は、必要に応じて部会長が召集する。

3. 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

4. 部会での討議及び指導・助言内容については、淀川環境委員会に報告する。

5. 部会は、過半数以上の委員出席をもって成立する。

(事務局)

第6条 部会の事務局を淀川河川事務所 河川環境課に置く。

(付則)

1. 本規約は平成15年7月24日より施行する。

2. 本規約は平成19年1月19日より適用する。

3. 本規約は平成22年7月7日より適用する。

4. 本規約は平成30年3月12日より適用する。

5. 本規約は令和5年8月21日より適用する。

水域環境部会 規約

(目的)

第1条 本部会は、淀川環境委員会規約の第3条に基づき、淀川河川事務所の管理する区間において、水域（水陸移行帯の水域を含む）では、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理者の諮問に応じて、多自然川づくりの実践に関して、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 部会は、淀川環境委員会の委員の協議により、会長が淀川環境委員会委員の中から部会員を指名し、組織する。

2. 部会は、部会員以外の委員に参加を求めることができる。

(役員)

第3条 部会は、部会長1名を置く。

2. 部会長は、部会員の互選により定める。

(部会長)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

2. 部会長は、部会での討議及び指導・助言内容について淀川環境委員会で報告する。

3. 部会長に事故ある時は、部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、淀川環境委員会での議案事項の内、当該部会に該当する事項ならびに部会で必要と認めた事項について検討し、必要に応じて指導・助言を行う。

2. 部会は、必要に応じて部会長が召集する。

3. 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

4. 部会での討議及び指導・助言内容については、淀川環境委員会に報告する。

5. 部会は、過半数以上の委員出席をもって成立する。

(事務局)

第6条 部会の事務局を淀川河川事務所 河川環境課に置く。

(付則)

1. 本規約は平成15年7月24日より施行する。

2. 本規約は平成19年1月19日より適用する。

3. 本規約は平成22年7月7日より適用する。

4. 本規約は平成30年3月26日より適用する。

5. 本規約は令和5年8月21日より適用する。

ワーキンググループ 規約

(目 的)

第1条 ワーキンググループ（以下「WG」という）は、淀川環境委員会規約の第3条に基づき、淀川河川事務所の管理する区間において、治水・防災対策事業、高潮対策事業又は地震・津波対策事業等の実施に際して、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理者の諮問に応じて、多自然川づくりの実践に関して、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(組 織)

第2条 WG は、淀川環境委員会の委員の協議により、会長が淀川環境委員会委員の中からWGメンバーを指名し、組織する。

2. WG は、WGメンバー以外の委員に参加を求めることができる。

(役 員)

第3条 WG は、WG長1名を置く。

2. WG長は、WGメンバーの互選により定める。

(WG長)

第4条 WG長は、WGを代表し、WGを統括する。

2. WG長は、WGでの討議及び指導・助言内容について淀川環境委員会で報告する。

3. WG長に事故ある時は、WG長の指名するWGメンバーがその職務を代理する。

(W G)

第5条 WG は、淀川環境委員会での議案事項の内、当該WGに該当する事項ならびにWGで必要と認めた事項について検討し、必要に応じて指導・助言を行う。

2. WGは、必要に応じてWG長が召集する。

3. WGの議長は、WG長がこれに当たる。

4. WGでの討議及び指導・助言内容については、淀川環境委員会に報告する。

5. WGは、過半数以上の委員出席をもって成立する。

6. WGは、目的が達成したときに解散する。

(事務局)

第6条 WGの事務局を淀川河川事務所 河川環境課に置く。

(付 則)

1. 本規約は令和5年8月21日より適用する。

淀川河川事務所管内工事実施スクリーニング会議 規約

(目 的)

第1条 淀川河川事務所管内工事実施スクリーニング会議（以下「スクリーニング会議」という）は、淀川環境委員会規約の第3条に基づき、淀川河川事務所の管理する区間における工事に対して、環境対策や環境保全が必要と考えられる案件の抽出を行うことを目的とする。

(組 織)

第2条 スクリーニング会議は、淀川環境委員会の委員の協議により、会長が淀川環境委員会委員の中からスクリーニング会議委員を指名し、組織する。

2. スクリーニング会議は、前項に掲げる者以外の者に参加を求めることができる。

(役 員)

第3条 スクリーニング会議は、座長を1名置く。

2. 座長は、淀川環境委員会会長とする。

(座 長)

第4条 座長は、スクリーニング会議を代表し会務を統括する。

2. 座長に事故ある時は、座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 スクリーニング会議の重要な事項の決定を行うため、スクリーニング会議を開催する。

2. スクリーニング会議は、必要に応じて座長が招集する。

3. スクリーニング会議の議長は、座長がこれに当たる。

4. スクリーニング会議は、過半数以上の委員出席をもって成立する。

(事務局)

第6条 部会の事務局を淀川河川事務所 河川環境課に置く。

(付 則)

1. 本規約は平成30年2月2日より施行する。

2. 本規約は令和5年8月21日より適用する。